

かごしま都市マスタープラン策定協議会の運営

1 設置目的(設置要綱第1条)

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「かごしま都市マスタープラン」という。）の策定に当たり、必要な事項について協議を行う。

2 所掌事項(同第2条)

- かごしま都市マスタープランの策定に関し必要な事項について協議し、その結果を市長に報告する。

3 委員の構成、任期、会長(同第3条、第4条、第5条)

- 委員は、学識経験者（5人以内）、関係団体等（11人以内）、関係行政機関（5人以内）、公募委員（5人以内）で構成。
- 委員の任期は、平成34年3月31日まで。
- 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。会長は、協議会を代表し、協議会の会議の議長を務める。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 会議の開催(同第6条)

- 会議は、会長が必要に応じて招集する。会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- ※ 開催回数は平成33年度末までに本日を含め5回程度。（1回あたり1時間半程度）

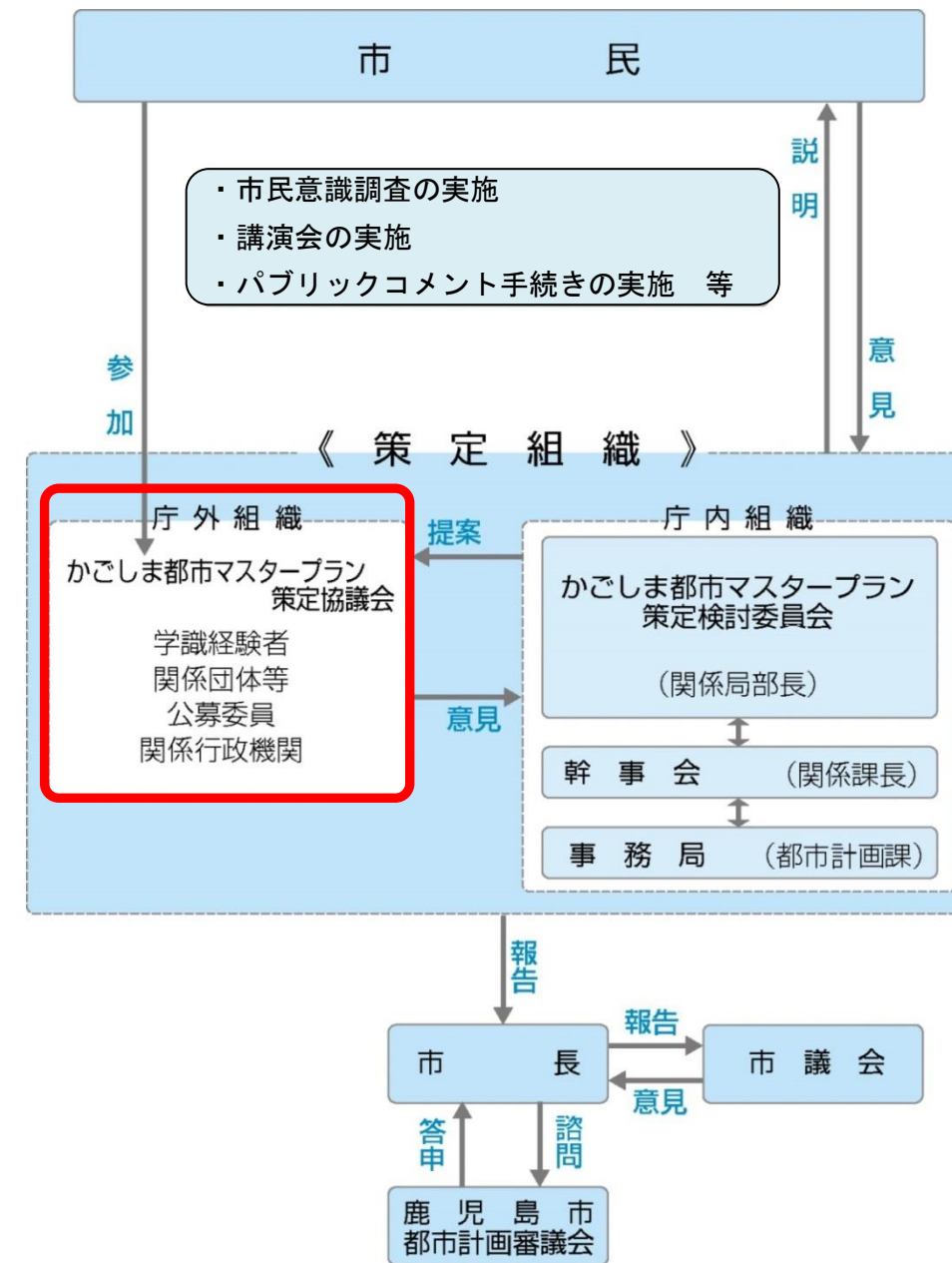
5 運営上の留意点(案)

- 会議は原則公開とし、会議後に作成する会議記録（概要）も公開する。
- 傍聴の受付は、会場の都合により先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。
- 会長は、傍聴人が議事の妨害となる言動をしたときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

6 その他

- 事務局（都市計画課）は、会議の求めに応じて、資料等を準備する。

【参考】かごしま都市マスタープラン策定の組織図



【参考】来年度以降のスケジュール

市民・専門家等への意見聴取等

